

FITNESS CLUB HIROO 施設利用約款

第1条 (適用)

本利用約款は、石橋産業開発株式会社(以下「当社」といいます)が管理運営する FITNESS CLUB HIROO(以下「本クラブ」といいます)の施設利用者(本クラブの業務に従事する者を除き、本クラブの施設内に入館・入室した全ての方をいいます)に対して適用されます。

第2条 (利用資格)

本クラブの施設は、次の各号の条件をすべて満たす方に限り利用できます。

- ①本クラブの会員、又は本クラブの諸規則により利用が認められた方。
- ②利用に支障のない健康状態であると自ら申告し、自らの責任において利用される方。

第3条 (利用の禁止)

1.第2条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は、本クラブの施設を利用できません。

- ①本クラブの諸規則に違反し、又は違反するおそれのある方。
- ②本クラブの名誉又は信用を傷つけ、又は傷つけるおそれのある方。
- ③本クラブの秩序を乱し、又は乱すおそれのある方。
- ④暴力団関係者の方。
- ⑤刺青のある方。
- ⑥医師等により運動を禁じられている方。
- ⑦伝染病その他第三者に伝染又は感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- ⑧飲酒、薬物の摂取等により、正常な施設利用ができないおそれのある方。
- ⑨その他当社が施設利用が適当ではないと認める方。

2.前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、施設利用者はこれに異議を述べないものとします。

本クラブスタッフ、他会員より前項の各号に該当すると申告があった場合退会処分となります。

3.前項の5号ないし8号のいずれかに該当する方であっても、当社の判断により施設の利用を認める場合があります。かかる判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、施設利用希望者はこれに異議を述べないものとします。

第4条 (禁止行為)

施設利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ①施設の秩序又は風紀を乱す行為。
- ②他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為。
- ③他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
- ④他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の暴力行為。
- ⑤大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- ⑥物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- ⑦自己又は第三者の安全又は健康を害し、又は害するおそれのある行為。
- ⑧他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- ⑨正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- ⑩痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- ⑪刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。
- ⑫物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- ⑬クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- ⑭施設内の内装又は設備を変更する行為。
- ⑮シャワールームで髪を染める行為。
- ⑯施設スタッフに対する、会社以外の他社への就職あっせんや引き抜き等の行為。
- ⑰中学生以下のお子様の同伴。

⑱その他上記各号に準ずる法令および公序良俗に反する一切の行為。

第5条（利用可能日時）

本クラブ施設の利用可能な日時は、本クラブが施設ごとに別途定める営業日・営業時間内とします。

第6条（利用の方法）

- 1.施設利用者は、施設へ入館・入室するとき、及び退館・退室するとき、本クラブ所定の手続きを行わなければなりません。
- 2.施設利用者は、施設の利用にあたり、本クラブの諸規則及び施設に掲示してある利用方法を遵守しなければなりません。
- 3.施設利用者は、施設の利用にあたり、本クラブの指導員又は従業員の指示があったときはそれに従わなければなりません。

第8条（施設からの退去）

施設利用者は、以下の場合に本クラブの指導員又は従業員より施設からの退去を求められた時はそれに従わなければなりません。

- ①本利用約款に違反し、又は違反するおそれのある場合。
- ②本クラブの施設内における秩序を乱し、又は乱すおそれのある場合。
- ③次条に定める場合。
- ④その他本クラブが必要と認めた場合。

第9条（施設の閉鎖）

本クラブは、施設の営業時間中であっても本クラブの判断により施設の全部又は一部を閉鎖することがあります。

第10条（私物の管理）

- 1.施設利用者は、施設利用中、自らの責任において私物の管理を行うものとします。
- 2.施設利用者は、施設内のロッカーを使用する場合、ロッカーの鍵を自ら保管するものとします。また、本クラブはロッカー内収容物の保管について何らの保証もしません。

第11条（損害賠償責任）

施設利用者に財産上人身上その他の損害が発生した場合、当社に帰責事由なきときは当社は一切責任を負わず、当社に帰責事由あるときは、当社に故意又は重過失ある場合を除き、1件当たり10,000円をもって当社の責任の上限とします。

第12条（会員の損害賠償責任）

施設利用者が、本人の責より当社又は第三者に損害を与えた場合、当該利用者がすべての責任を負うものとします。

第13条（不介入）

施設利用中に生じた施設利用者間のトラブルに関して、当社は施設管理者として施設管理に必要な範囲内でのみ介入するものとし、施設利用者間の任意交渉、仲裁、民事手続または刑事手続等において当社は協力義務等何らの義務を負わないものとします。

第14条（本利用約款の改訂）

- 1.当社が必要と認めた場合、当社は本利用約款の改訂を行うことができるものとします。
- 2.改訂後の約款は、当社が当社ホームページ上や施設内掲示などで告知したときから効力を生じるものとします。

第15条（合意管轄）

本利用約款に関連する裁判上の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上